

斑鳩町小地域福祉社会活動拠点の確保にかかる補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民が福祉のまちづくりを目的として、その地域の特性を活かして行う小地域福祉社会活動の拠点の確保に必要な経費に対する補助金の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、前条の目的に基づき、定期的な活動拠点として建物等を借用された際に支払われた賃借料とし、月1回の借用に限り助成するものとする。

(補助額)

第3条 補助交付額は、建物等の借用にあたり支払われた賃借料の2分の1とし、その上限額を月額4,000円とする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとするときは、斑鳩町小地域福祉社会活動拠点補助金交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入して会長に申請するものとする。

(交付決定)

第5条 前条による申請があった場合、会長は申請事項を審査し、交付決定をしたときは、斑鳩町小地域福祉社会活動拠点補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第6条 前条により補助金の決定通知を受けた小地域福祉会の代表者は、速やかに斑鳩町小地域福祉社会活動拠点補助金交付請求書（様式第3号）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(報告)

第7条 補助金の交付を受けた小地域福祉会の代表者は、当該年度事業終了後、小地域福祉社会活動事業及び会計報告書（様式第4号）を提出するものとする。ただし、斑鳩町小地域福祉社会活動補助金交付要綱の規定により小地域福祉活動補助金の交付を受け、同要綱第6条に規定する報告をされ、同報告書に当該要綱に規定する報告内容が記載されていた場合には、当該報告書の提出がされたものとみなすものと

する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年度斑鳩町小地域福祉会活動拠点補助金交付申請書

年 月 日

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会
会長 様

小地域福祉会名 _____

代表者名 _____ 印

標記補助金の交付を受けたいので、要綱第4条の規定に基づき、申請します。

補助金申請額 _____ 円

1. 添付書類

- ・建物等借用契約書(写し)
- ・建物等賃借料支払い領収書(写し)

2. 補助金振込先

・金融機関名 _____

・口座番号 _____

フリガナ

・名 義 _____

(様式第2号)

年度 斑鳩町小地域福祉会活動拠点補助金交付決定通知書

年 月 日

小地域福祉会名

代表者名

様

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会
会 長

申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、要綱第5条の規定により、通知します。

記

補助金額 円

但し 当該補助金交付要綱第3条の定めにより算出した額

(様式第3号)

年度 斑鳩町小地域福祉会活動拠点補助金交付請求書

年 月 日

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会
会 長 様

小地域福祉会名 _____

代表者名 _____ (印)

標記補助金の交付を受けたいので、要綱第6条の規定に基づき、請求します。

補助金請求額 _____ 円

(様式第4号)

年度 小地域福祉社会活動事業及び会計報告書

年 月 日

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会
会 長 様

小地域福祉社会名 _____

代表者名 _____ (印)

小地域福祉社会活動事業及び会計について、要綱第7条の規定により次のとおり報告
します。

(1) 事業報告

[声かけ・安否確認・友愛訪問・支援活動・ふれあい、いきいきサロン等の内容・回数・人数等できるだけ詳しくご記入下さい]

(2) 会計（決算）報告

収 入 の 部			支 出 の 部		
項 目	金 額	摘 要	項 目	金 額	摘 要
計			計		

